

2009年8月11日

〒450-6101 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4
東海旅客鉄道株式会社（JR東海）
東海鉄道事業本部長様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

迷惑行為に関する被害届、及び再発防止に関する要望書

前略失礼いたします。

私は、今月8日（土曜日）午前10時00分ごろ、貴社東海道本線浜松駅2番線ホーム上で、喫煙を注意した相手の男性から「何だてめえ、うるせえんだよ、文句あんのか」とドスを利かせた声で脅迫されました。

このことについて被害を届け出ると共に、その再発防止について要望したいことがあり、お便りさしあげます。

1. 事件発生時の状況

私は、上に記した日時に、浜松10時11分発興津行き第760M列車（クハ210-5054ほか4両編成）に乗車するため、同列車の最後尾の乗車位置付近で、列車の入線を待っていました。

そのとき、私は、どこかからたばこの煙が流れてくるにおいを感じました。

私が周囲を見渡すと、数メートルほど離れた上りエスカレーター（階段だったかもしれませんが）の前で、男性が左手に火のついたたばこを持っているのに気づきました。

私は、この男性に向かって、

「たばこを吸うのを止めてもらえませんか」

と声をかけました。

すると、この男性は、

「何だてめえ」

と言いながら、私のほうへ近づいてきました。

私は、

「ホームは禁煙ですよ。そうでなくても煙くて迷惑なんです」

と繰り返し注意しました。

すると、この男性は、私から2メートルくらいの距離まで近づいてきたところで、ドスを利かせた声で、

「うるせえんだよ、何か文句あんのか」

と叫び、威圧的な表情で私をにらみ返してきました。

このとき、私は、この男性の行為を、自らの喫煙を正当化するための脅迫であると感じ、またこの男性が逆ギレして暴力行為に及ぶ可能性、ひいては身の危険を感じました。

そのため、私は、下り（3・4番線）ホームでも聞こえるくらいの大声で、

「誰か、駅員さんを選んで！」

と叫びました。

しかし、私には、周りの誰かが駅員を探そうとしてくれている気配を感じ取ることは、できませんでした。

私は、この男性がなおも喫煙を止めないため、30秒くらいの間、無言で男性とにらみ合っていました。

この男性は、この間も数秒ごとにたばこを口につけ、煙を吐き出し続けていました。
すると、第760M列車に乗務する車掌（浜松運輸区所属・戸塚様）が、私達のそばにやってきました。

私は、戸塚様に、この男性を指さして、

「この人、注意してもたばこを止めてくれないんです」

と申告しました。

戸塚様は、この男性に、ホーム上は禁煙である旨を3回くらい繰り返し説明し、喫煙を止めるよう促しました。

しかし、この男性は、無言で戸塚様をにらんでいるだけで、たばこの火を消そうとしませんでした。

この状態が15～20秒くらい続いたとき、私は、この男性の行動が鉄道営業法第34条1号の、

「制止ヲ肯セスシテ...鉄道地内吸煙禁止ノ場所...ニ於テ吸煙シタルトキ（八二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス）」

の、

「制止ヲ肯セスシテ」

が成立する、すなわち同法違反の現行犯としての構成要件を満たしたと判断し、警察を呼ぶよう戸塚様に提案しようとした。

その矢先に、この男性は、戸塚様から目をそらして、まだ火のついているたばこを持っていた左手を、戸塚様に向けて差し出しました。

私には、この男性の仕草が、戸塚様への、

「たばこを取り上げたければ、勝手に取り上げる」

という意思表示であるかのように見えました。

しかし実際には、戸塚様は、この男性のたばこを取り上げませんでした。

そのためかどうか、この男性は、数秒後に、たばこをホーム上に落としました。

この男性は、戸塚様が再度ホーム上は禁煙である旨を注意したのに対して、戸塚様とは目を合わせないまま、子供のような猫なで声で、

「わかりました～」

と言い、私の目の前を通過して、ホームの東京方へ歩いて立ち去りました。

この男性が捨てた吸い殻は、この男性が立ち去ってから、戸塚様が火を踏み消したうえで、線路上に蹴り捨てました。

その1～2分後に第760M列車が入線し、私は戸塚様と共に乗り込みました。

駅員は、最後まで、事件現場に駆けつけては来ませんでした。

2．私を脅迫した（喫煙していた）男性の特徴

身長 170～175センチくらい

年齢 40歳代くらい

体型 肥満（体重は110～120キロくらいあるのではないか）

服装 白のワイシャツ又は開襟シャツ（ノーネクタイ）に黒又は灰色のズボン

髪型 角刈り

その他 左手の人差し指と中指、又は中指と薬指の2本の指に、入れ墨あり

全体に、典型的な暴力団員風の身なり

3. 今回の事件の問題点と、再発防止のための要望事項

(1) 駅員呼出し用ボタンが設置されていない問題について

私は、ホーム上の非常停止ボタンの存在は知っており、これを使用すればたぶん駅員が駆けつけてくれるだろうことは、以前から見当がついています。

しかし、列車を止める必要がない今回のようなケースでまで非常停止ボタンを使用するのは、列車運行ひいては他の利用者への影響の大きさを考えると、はばかられます。一方、東京急行電鉄（東急）では、各駅構内に、非常停止ボタンとは別に「係員呼出しボタン」を設置しています。

私が、今回の事件の後（問題の男性が立ち去った後）に、係員呼出しボタンの有無を戸塚様に確かめたところ、戸塚様は「有りません」と答えていました。

私は、貴社が日頃から利用者に対して、

「迷惑行為を見かけた場合は係員にお知らせください」

と呼びかけていることは、承知しています。

しかし、その一方で、迷惑行為（や暴力行為などの犯罪の発生）を係員に通報するための設備が無いというのは、一体どういうことでしょうか。

私は、今回（もしかしたら傷害や殺人に発展したかもしれない）暴力行為という犯罪被害を受けるおそれがある危険に直面したにもかかわらず、実際にはとっさに係員に助けを求めることができない現実があることを、思い知らされました。

私は、このことによって、

「『迷惑行為を見かけた場合は係員にお知らせください』という貴社の呼びかけは、実は単に貴社が迷惑行為問題に真面目に取り組んでいるかのようなポーズを示すための、うわべだけのものに過ぎないのではないか？」

という疑惑を、抱かされ始めています。

貴社の鉄道の利用者が、迷惑行為に注意した相手に逆ギレされて理不尽な犯罪被害を受けてしまうのを未然に防ぐためには、東急のように「係員呼出しボタン」を整備することが、必要ではないでしょうか。

それとも、JR西日本が「緊急通報ボタン」を整備したのが、同社の特急「サンダーバード」の車内で女性客がレイプされる事件が発生したのがきっかけだったように、貴社でも実際に誰かが犯罪被害を受けて（殺害されて？）からでないで「係員呼出しボタン」を整備していただけないものなのでしょうか。

(2) 防犯カメラの設置について

今回の事件が発生したとき、ホーム上には、私と同様に第760M列車の入線を待っていた乗客が、大勢いました。

しかし、私が気にしていた限りでは、私の「誰か、駅員さんを呼んで！」という叫び声を聞きつけて駅員を探そうとしてくれた人は、いませんでした。

これは、迷惑行為に起因する暴力事件が昨今しばしば発生している社会風潮のため、大多数の人に、自分も事件に巻き込まれて暴力被害を受けたり、そうでなくても先を急ぐ旅行スケジュールを狂わされたりするのを、避けようとする心理が働いたためと考えられます。

このような社会状況にあっては、実際に暴力事件が発生しても、犯人からの報復を恐れて、目撃していても証言を名乗り出るのをためらう人が、相当数に上ると予想されます。

このような社会状況では、実際に暴力行為その他の事件が発生した後に、警察が目撃者捜しをしても名乗り出る人が現れず、その結果、犯人が嫌疑（証拠）不十分で起訴

(処罰)を免れ、迷惑行為を注意した被害者が殴られ損で終わるといふ、社会正義に著しく反する状況 = 犯罪被害者に対する人権侵害が、何度でも繰り返し生み出されることになってしまいます。

そうなれば、被害者は、

「自分と同じ理不尽な目に遭う人を二度と出さないで欲しい」

という、犯罪被害者としての当然の感情を踏みにじられることによって、精神的苦痛という二次被害をも、生涯にわたって受け続けることになってしまいます。

こんなことでは、国民の間に、

「うっかり注意したらどんな仕返しをされるかわからない」

「何かあっても係員が助けてくれないのでは、安心して利用できない」

などの、鉄道に対する不信感が、拡大再生産されることになってしまいます。

そのような事態を招くとしたら、鉄道の利用者だけでなく、鉄道事業者にとっても、不幸なことです。

こうした事態を防ぐには、犯罪が発生した事実の物的証拠を残すため、防犯カメラと録画装置を整備することが必要不可欠であると、私は考えます。

しかし、私が、今回の事件の後(問題の男性が立ち去った後)にホーム上を見回したところ、防犯カメラらしいものは見当たりませんでした。

我が国では、これまでに鉄道施設内での迷惑行為に起因する暴力(時には)殺人事件がしばしば発生し、そのたびに社会問題として取り上げられてきました。

にもかかわらず、貴社が、浜松駅ほどの利用者が多い拠点駅でさえ防犯カメラを設置していないというのは、一体どういうことでしょうか。

貴社は、防犯カメラについても、上に記した係員呼出し用ボタンと同様、貴社鉄道線の利用者の中から犠牲者が出ない限り、整備していただけないのでしょうか。

もしも、浜松駅には既に防犯カメラが設置済みで、私が気づかなかっただけの誤解であるのなら、すべての防犯カメラの設置場所を示した同駅構内の図面と防犯カメラの写真とを、折り返しお送りいただけませんかでしょうか。

(3) 鉄道施設内での喫煙に刑事罰が定められていることが利用者に周知されていないことについて

今回、問題の男性は、最終的には戸塚様からの注意を受け入れ、喫煙を止めました。

しかし、この男性が、今回の喫煙を反省しておらず、今後も駅構内で(場合によっては列車内でも)迷惑喫煙を繰り返すであろうことは、容易に想像できます。

このことは、この男性の、

私から喫煙を注意されたとき、脅迫的な態度で反発していたこと

戸塚様への「わかりました～」の返事が、その場を逃れるためだけの、人を馬鹿にした口調だったこと

などの態度から、明らかです。

特に問題なのは、この男性が、自らの喫煙(迷惑行為)を、場合によっては暴力に訴えてでも正当化しようとする構えを示唆していたことです。

このような行為は、鉄道という公共施設の秩序と治安を乱すものであり、断じて許されるべきではありません。

また、貴社が、このような悪質な利用者をこれ以上野放しにし続けるのは、他の利用者が、鉄道の治安の悪さを理由として、自動車や航空機など地球環境負荷がより大きい交通手段を指向する動機付けにさえなり得るなど、多くの点で問題があることも、また明らかです。

一方、貴社をはじめとする多くの鉄道事業者は、駅構内や列車内での禁煙や、優先席付近での携帯電話の使用禁止（電源オフ）などについて、

「お客様の御理解と御協力をお願いします」

という、お願いする立場を取っています。

しかし、私は、貴社をはじめとする鉄道事業者が、公共の秩序と治安を乱す反社会的な利用者に対してまで、

「お客様は神様です」

という三波春夫的な姿勢を取り続けることについては、理解に苦しみ疑問を抱かざるを得ません。

私は、喫煙を注意されたことについて暴力的な対応を示唆し、暴力に訴えてでも喫煙を正当化しようとする利用者に対しては、鉄道営業法第34条を根拠に、鉄道事業者が毅然とした対応を取る必要があると考えます。

そのためには、

「駅構内や列車内での喫煙は、鉄道営業法により罰せられます」

旨を、掲示物や放送などを通して、利用者ひいては社会全体に、周知徹底する必要があると考えられます。

そうすることに、鉄道施設内での迷惑喫煙を未然に抑止する一定の効果も期待できるからです。

もしも、貴社が、今後も、

「駅構内や列車内での喫煙は、鉄道営業法により罰せられます」

旨を利用者に周知する考えが無いのだとしたら、それは一体どのような理由（事情）によるものなのかを、御教示いただきたいものです。

上に記した3点の要望に対する貴社の見解を、今月末日まで必着にて書面で御回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

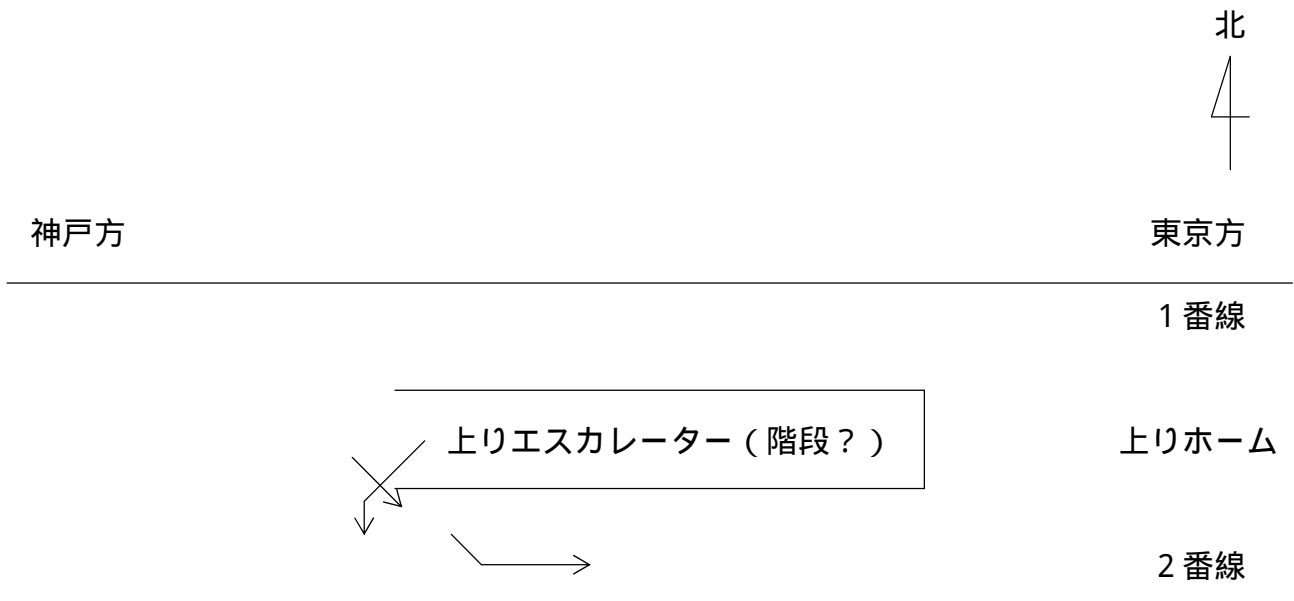
なお、本状と貴社からの回答内容につきましては、交通問題を取り扱う学術団体、禁煙・嫌煙運動団体、及びインターネットなどで公開させていただく場合がございますことを、あらかじめ御承知おき願います。

草々

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達支店
第193-62-38361-1号（配達証明郵便）
平成21（2009）年8月12日 名古屋支店にて配達完了

* 本状に対するJR東海からの回答は無し。

(参考) 事件現場の略図



上りホームの南側に下りホーム(3・4番線)が、
更にその南側に貨物列車通過線をはさんで新幹線ホームがある。

- 半沢が立っていた場所(4両編成列車最後尾の乗車口の停止位置付近)
- 男性が最初に喫煙していた場所
- 男性が半沢へ近づいてきて脅迫したときに立っていた場所
- 戸塚車掌が立っていた場所(4両編成列車最後尾の乗務員室の停止位置付近)

矢印は、喫煙していた男性及び戸塚車掌の動きを示す。